

お元気ですか

つかじさちの

フレッシュ便



日本共産党高知県議会活動報告
2020年 5月 17日発行
電話 088-823-9524 (議会控室)
088-843-9281 (自宅)

特別定額給付 10万円 高知市 1万6千件申請

●野党が早くから共同要望していた一律10万円給付は、世論の大きな力で与党を動かし実現しました！高知市の給付申請者は5月11日現在で1万6千件、全世帯の1割に到達。市は、各世帯へ申請書を6月11日から郵送するとしており、それから3ヶ月間が申請期間です。

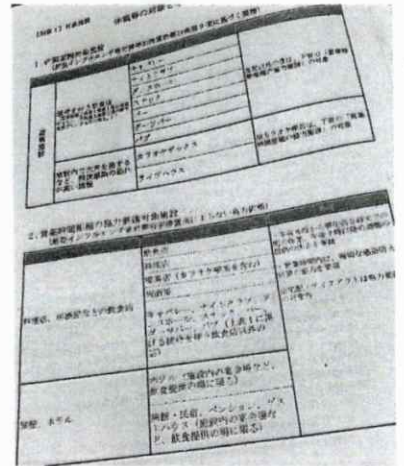
●申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村へ郵送すると、口座に振り込まれます。

県休業協力金申請 6月15日まで

●県の4月24日～5月6日の休業要請や営業時短に協力した事業者（県予想事業者数6～8

千件、予算枠15億円）に対し、12日現在申請受付2千件です。

●協力金申請は6月15日までです。確定申告書、営業許可書、本人確認書、休業や時短がわかる書類、通帳の写しなどを簡易書留で郵送、またはオンラインで申請となっています。



国保料・介護保険料等 減免、猶予の徹底を

●令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、収入が前年同期比20%以上減少していたら、無担保・延滞金等なしで納付を1年間猶予できます。住民税、法人税、消費税、固定資産税、自動車税など。

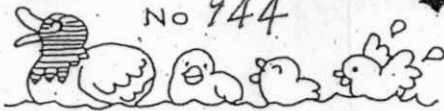
●また、30%以上減少した場合は、国保料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免措置を行うとしています。

猶予や減免などの制度を各種納付書と一緒に送付し、きちんと県民に知らせることが急がれます。

どうしたらいいのかな？
思ったら、立ち止まらずに。
まず、声をかけて下さいね！
823-9524 (日本共産党県議団)
平日 8時30～17時

なるがも日記

No. 944



「持給に給付金の申請を」といけど、パソコンもスマホもない。よくせん。諦めようかな？って。事業者さんの声を何人もおききして。います。でもさんなどのスマホからでも申請は可能です。わからない事は、一緒にアドバイザーがやりまよ。よしと声をかけお手伝いをして。います。みんなでかまを合わせてこの「コロナ禍」を乗り越えようね。